

従前制度(議会先例No158)

資料1

会派持ち時間

- ①比例配分時間 1人20分
- + ②会派基礎時間 5分×所属議員数(議長を除く)

代表質問(質疑)

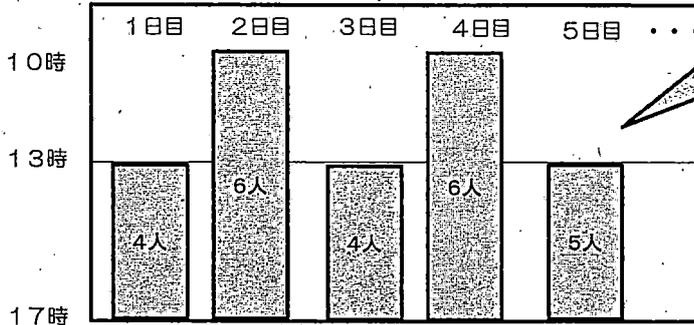
- ◎会派持ち時間を用いて最高限度60分の範囲内で通告《実績》
- 自民・未来民進・公明→60分
- 共産党→50分~55分

一般質問

- ◎会派持ち時間(代表質問・質疑での通告時間を除く)の範囲内で通告
- ◎人員制限なし
- ◎1議員の通告限度は一括60分、一問一答40分

通告締切後、通告者数、通告時間が確定

午前・午後の交互開催を基本に通告順に割り振り



- 【メリット】
- ◎午前・午後交互開催のため日程にゆとりがある。
- ◎行事等に柔軟に対応した日程を作成できる。
- 【デメリット】
- ◎通告受付後でなければ会期(開会日)が決まらない。

※平成27年第2回定例会から平成29年第1回定例会においては、5~6日間で一般質問を実施していた。
⇒平均5.25日

試行制度

代表質問(質疑)

- ◎従前の会派通告時間を維持するため、会派基礎時間7分×所属議員数(端数を5分単位に切上げ・最高限度60分)により代表質問(質疑)を実施《各会派の持ち時間》
- 自民・未来民進・公明→60分、共産党→50分

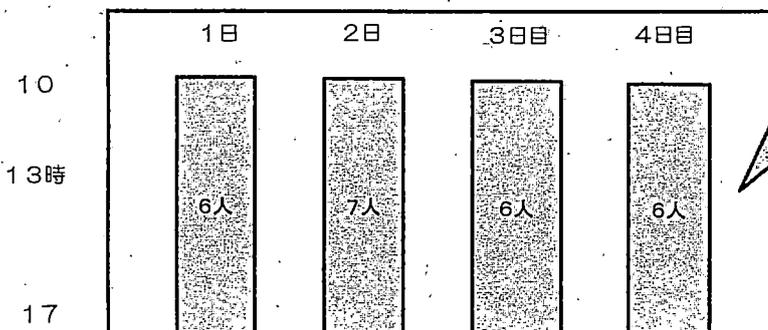
一般質問

- ◎一般質問開催日数は4日間とする
- ◎会議規則で定める会議時間を基に、質問対象者全員が通告した場合でも一般質問が4日間で終了するための比例配分時間を設定
4日間の会議時間1,320分÷1.5÷質問対象者数(正副議長・監査委員を除く)46人=20分
- ◎比例配分時間20分に各会派の質問対象者数を乗じた会派持ち時間内で通告

一般質問開催日数を4日間に固定(1開催日当たり会議時間は330分と想定)

通告締切後、通告者数、通告時間が確定

初日午前10時から通告順に割り振り



- 【メリット】
- ◎予め一般質問開催日数が確定しているため開会日を含めた会期を事前に公表できる。
- 【デメリット】
- ◎4日全て午前10時から午後5時を目途に質問を行う枠組みのため、ゆとりがなく突発的な会議等も開催しにくい。

※平成29年第2回定例会以降においては、4日間で一般質問を試行実施した。
⇒平均4.00日